

## 役員退職手当支給規程

### (総則)

第1条 この規程は、社団法人日本イベント産業振興協会の役員(非常勤役員を除く。)が退職したまたは死亡したとき支給される退職手当について定める。

### (退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき役員が退職し、または死亡した日におけるその者の報酬月額額の100分の12.5以内の割合を乗じて得た額とする。

### (在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、任命の日から暦に従って計算するものとする。この場合において1月末満の端数が生じたときは1月とする。

### (再任等の場合の取り扱い)

第4条 役員が任期、満了の日、またはその翌日において再び役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2. 役員が任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命された時は、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとする。

### (退職手当の支給)

第5条 退職手当は役員が退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が定款第15条1項(2)により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2. 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

### (遺族の範囲及び順位)

第6条 前条に規定する遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位については、国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第11条の規定の例による。

### (端数の処理)

第7条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

### (改廃)

第8条 この規程を改廃しようとする場合は、理事会の議決を得なければならない。

付則 この規程は、平成7年4月1日より施行する。

2. この規程は、平成12年11月1日から施行する。(平成12年11月1日改正)
3. この規程は、平成17年9月30日から施行する。(平成17年9月30日改正)